

# 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（63）

2017年1月1日

小田中聰樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今月は2016年2月に起こった諸問題の中からⅡ沖縄問題、Ⅲ原発問題を採り上げます。）

## Ⅱ 沖縄問題

（一）①2月1日、翁長雄志沖縄県知事は、名護市辺野古への米軍新基地建設のための埋立て承認取消しをめぐる県の審査申立を却下した国地方係争委員会（係争委、総務省の第三者機関）の決定（2015年12月24日）は違法だとして、国を相手どり、福岡高裁那覇

支部に提訴した。知事の取消処分を停止した石井国交相の執行停止決定の取消しを求めるものである（2月2日赤旗）。

② なお訴状（沖縄県提出）の要旨は、次のようなものである（2月2日赤旗）。

### ●請求の趣旨

被告（国）が原告（沖縄県）に対して2015年10月27日付でした公有水面埋め立て承認取り消し処分に対し執行停止決定を取り消す。

### ●請求の原因

1・行政不服審査法に基づく埋め立て承認取り消しの執行停止は違法である。

・沖縄防衛局は、「一般私人と同様の立場」ではなく「固有の資格」に基づいて本件出願（埋め立て承認取り消しの執行停止申立等）をしたのであるから、（国民の権利救済を主旨とする）行審法による本件審理請求等の適格を欠いていたものであって国土交通大臣は執行停止決定を行うことはできないにも関わらず、執行停止決定がなされた。

・行審法の目的を逸脱した行政権の乱用として違法であり、また、実質的には法律上の根拠がない違法な「停止」的関与である。

2・執行停止は「国の関与」に該当する。

本件関与（埋め立て承認取り消しの執行停止決定）は、新基地を建設するという行政目的を実現するため、地方公共団体である沖縄県に対して具体的かつ個別的に関わる行為であり、かつ地方公共団体に対して拘束力をもつものとして、処分その他公権力の行使にあたる。

本件関与は、地方公共団体に対する国または都道府県の関与に関する紛争処理の制度（国地方係争処理委員会）の対象となる国の関与に該当する。

3・提訴は適法な審査申し出を経たものとして適法である。

・国地方係争処理委員会が適法な審査申し出を不適法であると却下した場合、当該審査申し出をした地方公共団体は、適法な審査申し出を経たものとして直ちに国の関与に関する訴えを提起で

きるものというべきである。

・本件関与は係争委の審査の対象となるものであり、原告の国地方係争処理委員会に対する審査の申し出は適法であり、(県の申し出を却下した)係争委の判断は誤った違法なものというべきである。従って、本件訴え提起は適法である(2月2日赤旗)。

③ この訴状の内、重要なのは、行政不服審査法が国民が国から不当又は違法に権利、利益を侵害された場合、その救済するための法律であり、その意味で国が行政不服審査法を

用いて不満の意を表わす不服審査請求をすることは違法であることである(請求原因1参照)。

(二) ①1月29日、沖縄県は、辺野古の新基地建設で沖縄防衛局が汚濁防止膜の固定のため海中に投入しようとしている大型コンクリートブロックについて、その設置計画の説明を求める照会文書を防衛局に提出した。

2015年11月防衛局は大型コンクリートブロックを辺野古大浦湾に搬入した。これについて沖縄県は同月、使用目的、ブロックの寸法、重量、個数、設置位置図、座標などについて防衛局に照会したが、回答が不十分だとし同月12月再照会した。防衛局から施工に必要な図面を作成中との回答があったため、12月18日再度、寸法、重量、個数、設置位

置図などにつき照会したが、回答がなかったため、県は改めて文書を出して、2月5日までに照会に対する状況と回答期限のめどについて報告するよう求めると回答期限のめどについて報告するよう求めるとするとともに、照会内容が確認できる迄は搬入されているブロックを海に投入しないことを求めた(2月2日赤旗)。

②この事実は、政府(とくに防衛省)は、沖縄県民の要望を歯牙にもかけない対応をしていることを明らかにしていることを示している。

(三) 2月16日、翁長沖縄県知事は、沖縄県議会に於ける所信表明演説の中で、①辺野古を新基地を造らせないことを引き続き県政運営の柱とすること、②米軍普天間基地の固定化は絶対に許されないこと、③5年以内の運用停止を含めた危険性除去について政府に強く求めていくこと、④辺野古埋め立て承認の取消しをめぐる国との裁判について県の考えが正当であることを主張・立証していくこと、⑤平和祈念館における戦争体験証言等の記録を通じて、恒久平和を願う沖縄の心を広く国内外に発信し、次世代に継承する事業を充実

させると共に戦災の記録が確実に残るよう取り組むこと、などを表明した(2月17日赤旗)。

なお2月16日、辺野古の米軍キャンプ・シュワブゲート前で新基地反対の590日目の抗議活動が行われた(前掲赤旗)。

また2月21日、「止めよう辺野古埋め立て」と訴える「国会大包围」が沖縄県民に連帯し、2万8000人により行われた(国会包围実行委員会と総がかり行動実行委員会共催)。

そして2月22日、那覇市辺野古の米軍新基地に反対する抗議活動が早朝から行われ、

全国から多くの参加者があり、海上では抗議船とカヌーが、また米軍キャンプ・シュワブゲート前では約 100 人が座り込み、抗議した（2月 23 日赤旗）。

（四）①2月 23 日、名護市辺野古の新基地建設について国が翁長知事を訴えた代執行訴訟の和解案（1月 29 日高裁が出したもの）について沖縄県町田知事公室長は、“公水面埋立て承認が取り消された時点の状態に戻るとともに、国が埋め立て工事を停止する点にメリットがある”と答弁した。

②では和解案とはどのようなものであろうか。

（五）①米太平洋軍のハリス司令官は、2月 23 日、米上院軍事委員会公聴会で、米海兵隊普天間基地に代わる名護市辺野古の新基地建設の完了時点は、2020 年になると明言し、そ

①暫定的和解案とは、㊸国交相は代執行訴訟を取り下げ、沖縄防衛局長は埋め立て工事をただちに中止する、㊹国と県は円満解決に向けた協議を行う、㊺仮に訴訟となった場合は、判決後、国と県は相互に判決に沿った手続を実施することを確約する、というものである（2月 24 日赤旗）。

㊻なお、暫定案の他に「根本案」がある。それは次のようなものである。“県は取消し処分を撤回する。国は基地の使用開始から 30 年以内に返還するか、軍民共用するよう米国と協議する”というものである（五十嵐敬喜「公定力理論という空洞の権威」世界 2016 年 4 月号）。

の理由として住民や名護市の抵抗や妨害がある、と述べた。より詳しくは次の通りである（2月 25 日赤旗）。

### 米上院軍事委公聴会での太平洋軍司令官の証言

【委員会での質疑】日本政府はわれわれの部隊を普天間基地からどこか別の場所へ移転するよう求めた。われわれは、あなた方が新たな場所を建設すれば、そこへ移ると応じた。それが普天間から辺野古への移転合意だ。

現在、われわれに対する日本政府の責任であり、義務である普天間代替施設の工事完了に取り組んでいる。工事は 2 年ほど遅れている。2023 年までに終わるかどうかわからない、いま、我々は 2025 年前に終わると見ている。

その後、2020 年代に、沖縄からグアム・ハワイへの海兵隊の大きな移動が行われるだろう。

【事前書面】日本政府は 15 会計年度に 200 もの事業のため 2 億 5800 万ドルの予算を計上したが、9 施設しか完成しておらず、8 施設を着工しているだけだ。

日本政府は、建設に影響を与えている名護市の抵抗の克服や、抗議する人々の抵抗の取り締まりといった挑戦を受けている。政府は米軍基地周辺での抗議活動の管理のため、本土から警察官を派遣して沖縄県警を支援しているが、状況の改善はほとんど進んでおらず、抵抗は拡大し続けている。

②このハリス証言に対し、翁長知事は記者団の質問に対し、“辺野古と直結をさせるのではなく切り離して、普天間基地の 5 年以内の運用停止をするという約束を守るところから始めてもらいたい…（普天間基地の返還も遅れる見通しを示されたことについて）普天間基地をこれからも

10年、20年と使っていくということになる。これは固定化とは言わないのか…（ラムズフェルド国防長官は普天間基地は）世界一危険で一日も早く除去すべきだと言った。そういうものとの整合性が取れない…沖縄側からすると一昨年（2014年）の選挙、宜野湾市長選挙の総合的な民意は世界一危険な普天間基地の早期の除去だ。5年以内の運用停止を辺野古基地の進捗状況とは関係なく求めていくことが大切だ”と答えた（2月26日赤旗）。

(六)2月25日、ニシメ県議は、沖縄議会2月定例会の代表質問で、“オスプレイ配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念を掲げた「建白書」を実現する県民の民意を揺らがないと考えるがどうか”と質問すると、翁長知事は、“「建白書」の精神に基づくオール沖縄の立場は引き継ぎ県民の民意があり、未

(七)①2月25日、安保破棄中央実行委員会 は、防衛省に対し名護市への米軍新基地に向けた工事の中止と米軍普天間基地の即時閉鎖・撤去を要請した。その中で東條事務局長は、米太平洋軍司令官が普天間基地に代わる辺野古新基地建設の完了時期が想定より遅れ、2015年になる、と発言したとの報道に関し、“安倍政権が13年12月に約束した「5年以内の運用停止」から10年以上放置されている。政府のいう危険性除去が実態のないも

(八)以上2016年2月の沖縄問題をみてきたが、今後の焦点となるのは、①代執行訴訟の行方である。②第二に、沖縄県民のたたかいを、日本各地の国民＝人民が強くサポートするかである。③第三に、安倍政権の戦争政策に対し、国民＝人民が如何なる鉄槌を下すか

### III 原発と核兵器

#### (一) 原発問題と核兵器廃絶問題 (一)

(1) 2月1日、新潟県の柏崎刈羽原発断層

来を担う子や孫に引き継がれていく。国内外でさまざまな沖縄を支援する団体の活動の輪がますます広がりを見せていることを心強く感じている“と答弁し、沖縄の立場は変わらないことを宣明したのである（2月22日赤旗）。

のと言わざるをえない…返還が実現しないのは『移設』前提で議論しているからだ。国際法違反の普天間基地はただちに地主に返還することを求める”と述べた。

②この発言に対し、応待した米軍担当者は、“安全保障環境の厳しいなか、米軍の抑止力を維持しながら、普天間の危険性除去と辺野古への建設を進めていく”と答えた（2月26日赤旗）。

である。④第四に、国際社会が沖縄問題を理解し、批判するかである。⑤第五に野党が沖縄問題について結束し、沖縄県民を正義と法とに則した解決を図る行動に出るかである。

沖縄問題のその後の動きについては、3月に書くことにする。

問題研究会は、県庁で記者会見を行った。そして原子力規制委員会に申し入れを行った。

その申し入れ書の内容は、原子力規制委員会が東京電力柏崎刈羽原発6, 7号機の適合審査を急いでいるとして、同原発敷地と周辺の地殻変動に関する厳正な科学的審査を行うよう規制委員会に申し入れたのである。

大野隆一郎代表と立石雅昭新潟大学名誉教授など5人が記者会見を行い、次の三点を指摘し、批判した。

①これ迄2回にわたり規制委に断層に関する厳正な審査を申し入れてきたのに、調査は極めて不十分であり、調査により初めて同原発敷地内に福島原発の8倍もの地下水が流れ込んでおり、原発周辺に川がなく、事故が起これば軟弱地盤に原発が浮かんでいる状態になり、汚染水被害は福島原発事故の比ではなく、破局的状況が予想されるのに規制委の審査対象にされていない問題、②原発敷地周辺の地殻変動につき東京電力の説明は不十分であり、今も活動が続いていること、③敷地内の20万年前から30万年に動いた原発直下を含む23本の断層評価でも活断層ではないとする東電の主張を受け入れていることなど、以上の問題に厳正な審査が必要だと批判したのである(2月2日赤旗)。

(2) この問題で明らかになったのは、原子力規制委員会が東電の主張を厳正な審査をせずそのまま受け入れているという恐るべき実態である。

(3) 1月31日、関西電力は、高浜原発四号機の原子炉に核燃料を搬入する作業を開始し、同月3日迄に157体を入れる予定で、2月下旬の再稼働を狙っている。そして157体のうち4体は使用済み核燃料を再処理したウラン、プルトニウム混合酸化物(MOX)燃料であり、四号機では初めてプルサーマル発電

を実施することになる。そして先行する三号機は2月1日発電と送電を開始、2月下旬に営業運転を予定しているという(2月2日赤旗)。

(4) 2月4日、環境省と茨城県、同県内の14市町は、当面は使用済み核燃料の「分散保管」を続けることで合意した(2月5日赤旗)。

(5) 「福井から原発を止める裁判の会」は、関西電力高浜原発三、四号機の運転差し止めのため提訴することを決め、原告を募集している。

今回の提訴は、福井地裁が2015年12月に高浜原発三、四号機の再稼働差し止め仮処分決定(2005年4月)を取り消したことに對して三、四号機の運転差し止めを求めたものである(2月6日赤旗)。

2月4日、関西電力は、高浜原発三、四号機がフル稼働状態に入ったと発表した(2月6日赤旗)

そして2月5日、藤野保史議員(共産党)は、衆院予算委員会で、「プルサーマル」発電を行う高浜原発三号機が再稼働したこと(1月29日)を取り上げ、即時中止とプルトニウムをなくすることが世界の流れだと政府を追及し、政策転換を迫った。

藤野議員が批判し追及したのは次の五点である。④破綻したことが明らかな高速増殖炉もんじゅの代替として登場した「プルサーマル」発電はプルトニウムのリサイクルを狙いとした核燃料サイクルであること、⑤軽水炉サイクルの中間貯蔵施設や再処理工場などが未完成であること、使用済みMOX燃料の処理が現段階では見通しが立っていないこと、⑥この世で最も毒性が強い物質であるプルト

ニウムが安倍政府の原発推進政策により日本では増加していること、㊦現在日本はプルトニウムを国内外で 47.8 トン保有していること、㊧安倍首相は 2014 年の「第三回核セキュリティー・サミット」でプルトニウムの「最小化」を国際公約とする一方で、原発再稼働や核のゴミの再処理でプルトニウムをさらに増やそうとしていること、である（2月6日赤旗）。

（6）2月5日、「原発被害者訴訟原告団全国連絡会」と弁護団が司法記者クラブで記者会見し、2月13日結成集会を開くことを発表した。

米倉勉弁護士によると、国と東電に対し損害賠償を求めている裁判は、全国で 27 訴訟（原告 1 万 1903 人）であり、この内 18 訴訟が同連絡会に参加を表明し、6 訴訟が参加を検討しているという（2月6日赤旗）。

その結成宣言案は、次のようなものである。  
①被害者の連帯、②原状回復と完全賠償、③被害実態を直視した審理、④原発被害の根絶、⑤帰還促進政策の見直し、⑥長期的な被害者救済策、などを要求する。以上である（同上紙）。

（7）2月6日、原水爆禁止日本協議会（日本原水協）は、第 88 回全国理事会を東京で開催した。この理事会では、2016 年 1 年間の反核運動方針として、①被爆者と共に核兵器の全面禁止、非核平和の日本の実現へ新たな前進を切り開こう、②2015 年の NPT（非核不拡散条約）再検討会議・ニューヨーク行動に結集した核兵器禁止条約の交渉開始を求める 663 万の署名は核兵器禁止の流れを後押しする重要な役割を果たしたこと、③国際世論に対立する核保有国などの「核抑止力論」を打ち破ることが課題であること、④被爆の実相と核兵器廃絶の声を被爆者とともに内外に広める活動を抜本的に

強化すること、⑤日本被団協が準備している核兵器禁止・廃絶のための行動を全面的に支持すること、⑥戦争法廃止を求める 2000 万署名運動や 3・1 ビキニデー諸集会の成功、以上である（2月7日赤旗）。

（8）このような動きに逆行する動きとして、2月7日、北朝鮮は、「人工衛星」の名目の長距離弾道ミサイルを三年ぶりに発射した。ミサイルは黄海、東シナ海、太平洋に落下した。

（9）この動きに対し、中谷防衛相は 2月7日の記者会見で、北朝鮮のミサイル発射に対処するため日米の「同盟調整メカニズム」(ACM)を活用したことを明らかにした。

ACMとは、自衛隊を米軍の事実上の指揮下に組み込む体制であり、北朝鮮の挑発的行動が ACMの活用を現実化する契機となったのは残念なことである。

（10）2月6～7日、第 88 回原水爆禁止日本協議会（日本原水協）の第 88 回全国理事会が東京都内で開かれた。そして 2月7日特別決議を発表した。

その内容は、①2015 年の NPT（核不拡散条約）再検討会議・ニューヨーク行動に結集した核兵器禁止条約の交渉開始を求める 633 万の署名が核兵器禁止の流れを後押しする重要な役割を果たしたこと、②核兵器の非人道性から核兵器禁止条約の交渉開始を実現するために、被爆の実相と核兵器廃絶の声を被爆者とともに広げる活動を抜本的に強めなければならないこと、③国際連帯を発展させること、④改憲を許さず“核の傘”から離脱し、核兵器全面禁止・廃絶のため活動する国となるよう、戦争法廃止 2000 万署名など草の根活動を大きく発展する場とし、全国すべての市区町村から代表を送り、大きく成功させよう、と言うものであ

る（2月10日赤旗）。

（11）2月10日、原子力規制委員会は、原発の新規制基準に反して安全設備関連のケーブルが分離されていなかった東京電力柏崎刈羽原発（新潟県）について、違反の原因、再発防止策をまとめた東電の文書（報告書）について検討し、「不適切なケーブル敷設が発見されずに残っている可能性は否定できない」と判断した。

田中原子力規制委員長は、“東電に責任の意識が欠けている”と指摘した。規制委は今後、東電が実施する是正作業や再発防止策の結果や再稼働の前提となる6・7号機を審査過程で確認し、“少し厳しい目で確認していただきたい”と規制庁に対し述べた（2月11日赤旗）。

（12）2月10日、伊達市月舘町の布田、御代田両地区の住民368世帯1114人が東電に対し1人月10万円の慰謝料の支払いを求め原子力損害賠償紛争解決センターにADR（裁判外紛争解決センター）を申し立てた。請求総額は約65億7000万円である。申立人代表は、“飯館村などと同様に様々な精神的苦痛を受けてきた。窮状に見合った回答を出してもらいたい”と語った（2月11日赤旗）。

（13）2月10日、東京都内で第77回原水爆禁止世界大会実行委員会総会が開かれた。

①安井正和運営委員は、核兵器を巡る情勢につき次の特徴を指摘した。

④核兵器禁止の新しい流れが生じていること。2015年の核不拡散条約（NPT）再検討会議で国連加盟国の8割を超える159ヶ国が非人道性から核兵器廃絶を求める声明に賛同し、また2015年末の国連総会では、「核兵器の人道上の帰結」という決議が採択されたこ

と。

⑤核保有国がこの世界の流れに追い詰められて抵抗していること。

⑥日本が新しい世界の流れに合流して被爆国にふさわしい行動をとること。

⑦日本政府が、核兵器禁止を求める国連決議にすべて棄権し、しかもアメリカの核戦略と直接結びついていることを直視すべきこと。

⑧戦争法廃止を求める2000万人署名の成功こそが決定的であること。

⑨そして2015年大会の意義につき、「昨年（2015年）以上に核兵器がもたらす非人道性の帰結、被爆者の声を世界に伝える大会」「核兵器廃絶を求めるすべての人々に開かれた大会」「反戦平和をはじめ、命と暮らし、地球環境の保全など広範な諸要求を結集する大会」として成功すること。

⑩そして次の6点を行動提起した。

①署名や原爆展などを通じて、核兵器全面禁止・廃絶を求める声と行動を草の根から広げること。②被爆者が呼びかける新たな行動を支持し協力すること。③若い世代が被爆の実相に触れることを重視すること。④2000万人署名に取り組むこと。⑤世界大会成功へ、国際連帯と全国的な草の根行動の出発点として3・1ビキニデー集会を成功させること。⑥全国11の幹線コースなど5月から始まる国民平和大行進の成功を呼びかけること（2月12日赤旗）。

③以上のように、核兵器の廃絶は、今や「世界の良心の叫び」である。そしていかなる戦争勢力といえども、この良心の叫びに抗することはできないだろう。歴史は確実に核兵器廃絶に進んでいるのである。

（14）しかし、この道は平坦な道ではな

い。次の事実がこのことを示している。

①防衛省は、1月28日、北朝鮮がミサイル発射に言及していない1月末（1月28日）の段階で、ミサイル破壊措置命令を非公式で発令し、迎撃態勢の準備を進めていたのである。そして高度20～30キロの落下直前に「迎撃」するパトリオットミサイルPAC3を先島諸島2ヶ所に加え、首都圏3ヶ所、沖縄本島2ヶ所の計7ヶ所に配備する対応をとった。さらに、PAC3より上層で「迎撃」するスタンダード・ミサイル（SM3）を搭載したイージス艦を3隻、東シナ海と日本海に派遣したのである。

これに加え、安倍政権は、日米統合司令部、同盟調整メカニズム（ACM）を稼働させ、「共同統合運用調整所」（横田基地内の）を中心に制服組との情報共有を図ったとみられる。

しかし、今回の北朝鮮のミサイルは、「沖縄上空500キロ地点」の大気圏外を通過したとみられ、PAC3はおろかSM3でも、「迎撃」は困難であり、しかも大気圏再突入時の高温で燃え尽きた可能性もあると言われている（2月13日赤旗）。

②今回の事態はいかなる意味を持つか。

第一に、今回のミサイルに仮に核弾頭が搭載されていたとするならば、この核ミサイルを迎撃することは、日本本土の全ての地域に核の雨を降り注ぐことになり、人民に与える被害は致命的なものになったであろう。

第二に、安倍政府は、今回の事態を、「戦争法」の実験に利用したことである。

第三に、北朝鮮のミサイル発射は、それ自体として非難すべきであるが、結果としてどこの国にも被害を与えなかったことは、事実

として認めるべきであると思う。

（15）2月13日、福島第一原発事故を引き起こした国や東電に損害賠償を求めて訴訟を提起した各地の原告団が、連帯して被害者救済を勝ち取ろうと「原発被害者訴訟原告団全国連絡会」を結成。参加団体は、各地で提訴した裁判のうちの21原告団（原告数9645人）であった。

東京都豊島区での結成集会には約180人が参加した。福島原発被害者訴訟の原告団長早川氏は、“一方的な賠償基準により被災者は分断と切り捨てで二重の苦しみを受けていること。これ迄の公害訴訟は、原告の置かれた状況の違いを乗り越えた団結で勝利してきた。今日を境に、皆さんと手を携え必ず勝利しよう”と呼びかけた。また福島原発訴訟の原告団長中島孝氏は、“原発が持つ根本的危険性、矛盾を見通すと、原発に依存しない社会を目指していくことは不可欠な道筋”と述べた。そして、連絡会は、①国と東電の法的責任を徹底的に追及すること、②原状回復と完全賠償を求めること、③国や行政に避難住宅の長期・無償提供など被害者救済策を要求する“とする結成宣言を確認したのである（2月14日赤旗）。

（16）2月12日、関西電力と日本原子力発電は、老朽化した美浜原発一、二号機（福井県）と敦賀原発一号機の廃炉計画を原子力規制委員会に申請した。

三基の解体に伴い、埋設が必要な低レベル放射性廃棄物が計約1万8000トンが発生するが、処分場所は決まっていない。一、二号機の使用済み核燃料は計279トンあり、解体対象施設に223トンが保管されている。関電は35年度迄に搬出する方針だが、どこに搬



出するか未定である（2月14日赤旗）。

（17）2月15日、福島県は、原発事故対応の経費約10億5000万円について、国の原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介手続き（ADR）を申し立てることを明らかにした。4月以降に申請するという（2月16日河北新報）。

（18）2月16日、日本原子力研究開発機構は、廃炉費用を約3000億円とする試算をまとめていたことが判明した。高速増殖炉「もんじゅ」は、多数の点検漏れなどの不祥事が相次いで起きたもので、原子力規制委員会から運営主体交代の勧告を受けていた代物である。1995年のナトリウム漏れ事故で停止後、ほとんど稼働していない「もんじゅ」に対し既に一兆円の国費が投入された。仮に現時点で廃炉にしても多額の費用がかかることになり、原子力機構による試算では2012年に廃炉期間を約30年として、費用は3000億円以上かかるという。一般の商用原発（軽水炉）では既に廃炉が決定されている中部電力浜岡原発1・2号機が二基で合計841億円、関西電力美浜原発1・2号機が約680億円と試算されている。ナトリウムを冷却に用いる研究開発炉という「もんじゅ」の特殊性から高額になるというのである（2月17日赤旗）。

（19）2月16日、日本共産党国会議員団は、国会内で九電東京支社から聞き取り調査を行った。九州電力が原子力規制委員会の新規規制基準に沿って計画していた川内原発の事故発生当時の対応拠点となる免震重要棟の建設を撤回した問題についての聞き取り調査である。

九電は、川内原発再稼働に先立つ原子力規制委の審査に際し、2016年3月迄に免震重要

棟は、実績がなく、詳細な設計検討を開始したところ、原子力規制委の審査を通すにはデーターをそろえるだけでかなり時間がかかる。……耐震支援棟計画については1月26日の原子力規制委の議論を踏まえると時期は見通せないとして大幅先送りの可能性を示唆したのである。

そこで調査に当たった真島議員は、「再稼働許可の前提となる施設ができないのなら再稼働をやめるべきだ」と指摘したが、九電側は“現状より安全なものを提案している”とした（2月18日赤旗）。

（20）①2月19日、環境省は、中間貯蔵施設（東京電力福島第一原発事故に伴う汚染土を長期保管する施設）につき、地元二町議会（大熊、双葉両町）に2017年秋ごろに施設の一部運用を開始する工程表を示した。3月末までにより詳細な工程表を作成する方針だという。整備するのは、汚染土を保管する土壌貯蔵施設、運び込まれた汚染土などの廃棄物を放射性物質濃度に応じて分別する受け入れ分別施設、除染作業に伴い発生する廃棄物を焼却する仮設施設の三つである。七月頃までに施設全体の1.3%に当たる約21ヘクタールの用地を確保・整備し、その後用地の取得状況を踏まえ施設を拡充し、施設内では仮置きする「保管場」も追加整備するという（2月20日赤旗、河北新報）。

②この事実は、福島原発事故の後始末が容易でないことを示しているのである。

（21）①日本原燃は、2月19日、使用済み核燃料再処理工場（青森県六ヶ所村）に関する原子力規制委の新規制基準への適合審査会で、耐震設計の前提となる基準地震動（最大の揺れの強さ）を審査申請時の600ガルか

ら最大 700 ガルに引き上げる検討結果を報告した。規制委は、「妥当な検討が行われた」とした。そして原燃は再処理工場の完工目標を 2018 年度上期としている。再処理工場の地震・津波の分野の審査は、耐震設計方針の確認や火山対策などがテーマになるという（2 月 20 日河北新報）。

②この動きは、日本原燃と原子力規制委との合作であり、重大事故の未然防止には無力であろう。

（2 2）原発稼働反対、原発廃止の運動は、今や全国に大きく広がっている。そのわずかな例を書き記す（2 月 21 日赤旗）。

①宮城県では 2 月 19 日、大崎市、塩釜市、仙台市で 168 回目の仙台金デモが行われ、その中で丸川環境相の、「汚染目標の年間 1 ミリシーベルト以下は根拠がない」という発言に対し、「1 ミリシーベルトは、原発推進側が決めた基準。それさえもないがしろにするのは言語道断」とする批判が出た。

②同日、宮城県塩釜金曜日 demo には 23 人が参加し、45 号線を「女川原発再稼働やめよう」とデモ行進した。

③同日、昨年全国に先立って再稼働された九州電力川内原発一、二号機のある鹿児島県では、かごしま反原発連合が鹿児島市で 179 回目の金曜日行動を行った。参加者は、「免震重

要棟を建てない九電を許さない」とするビラを配布し、リレートークで再稼働後の建設計画撤回に抗議した。

④同日、香川県では四国電力本店周辺で、20 人が参加して、デモ行進した。参加者の河村氏は「原発をやめてほしい思いは福島の思いだ。避難経路に問題がある中、伊方原発を動かすのはいけない」と語った。

⑤同日、「原発ゼロをめざす長崎連絡会」は、第五回総会を開き、「反原発・かごしまネットワーク」事務局長杉原氏は、講演の中で“国民の過半数が原発反対”との世論調査を紹介したうえで、“原子力規制委員会は『安全性は判断しない』と言っているのに、政府が『規制委が言っているから安全だ』というのは矛盾している”ことを指摘し、批判した。

（2 3）全国革新懇（平和・民主主義・革新の日本をめざす全国の会）と福島県革新懇は、福島県二本松市でシンポジウム「原発ゼロをめざして今、福島から——あの日から五年」を 3 月 6 日に開くという。

その実行委員長伊東達也氏（原発問題住民運動全国連絡会センター筆頭代表理事・全国革新懇代表世話人）は、同シンポの意義や特徴を福島原発事故から 5 年経った福島の現状と運動課題を次のように述べている（2 月 24 日赤旗）。

シンポは、原発事故から 5 年がたった福島の実相と安倍政権の原発推進、福島切り捨て政策を告発し、たたかいの展望を明らかにします。これにふさわしいパネリストも決まり、期待が高まっています。シンポ前日には、浪江町などを視察し、福島生業（なりわい）裁判原告団長らと懇談・交流します。ぜひ全国各地から参加していただきたいと願っています。

### 原告被害の実相を

シンポで明らかにしたいのが、被災地に住めない状況が続いていることです。昨年暮れの国勢調査で、福島県 59 市町村のうち 4 町（大熊町、双葉町、富岡町、浪江町）が人口ゼロです。国勢調査が始まった 1920 年から、アジア太平洋戦争中も含めて複数の町が 5 年間も人口ゼロとい

うことはありませんでした。福島県の震災関連死も 2014 人（2 月 3 日現在）となり、地震と津波による直接死 1604 人を超える状況が続いています。

### 国・東電、地域分断

国と東電による分断が県民を苦しめています。原発事故で地域社会は、距離で分断され、放射線量で分断され、賠償でも分断されました。避難するかどうか、地元産食材を食べるかどうかなどでも亀裂が持ち込まれています。沖縄のように、県民の団結を阻むものを乗り越えて連帯する運動が求められています。

政府は「避難解除準備区域」と「居住制限区域」の住民を 2017 年 3 月までに帰還させ、賠償を打ち切ろうとしています。昨年 9 月に浪江町津島の住民が提訴した「故郷を返せ 津島原発訴訟」の訴状には、「いま声を上げなければ、各集落は死に絶えてしまう。黙っていれば『廃村』にされ、『棄民』にされてしまう。その危機感から提訴した」と書かれています。この怒りを伝えたいと思います。

### 運動発展の契機に

政府と東電は、福島第 2 原発 4 基の廃炉を表明していませんが、県議会と 59 全市町村議会は「県内の原発全 10 基の廃炉を求める」決議を上げ、「福島県内の全原発の廃炉を求める会」の運動も広がっています。

原発ゼロをめざす運動は、「原発をなくす全国連絡会」「首都圏反原発連合」「さようなら原発 1000 万人アクション」の共同で、子ども連れで参加できる運動になっています。戦争法反対の自主的・自発的運動は、原発ゼロを求める運動が発端となっている面もあります。原発ゼロ、核廃絶、憲法 9 条改悪阻止の運動は、国民の生命と安全を守る「トライアングル」の運動です。今回のシンポを、さらに運動を発展させる契機にしていきたいと思います。

(24) 2 月 22 日、関電は、関西電力高浜原発四号機（福井県）で放射性物質を含む水が漏れたトラブルで「弁のボルト一本に緩みがあったのが原因」と発表した。同社は部品の取り換えや点検などを行ったうえで再稼働に向けた作業を再開し、6 日以降再稼働させるという（2 月 23 日赤旗）。

(25) 2 月 22 日、東京電力は、福島第一原発でタンクに保管されている放射能汚染水のうち、放射性物質を吸着して濃度を大幅に下げる装置「ALPS」（アルプス）で処理できない量が約 16 万トンあり、2016 年 9 月末でもほぼ変わらないという見通しを示した。9 ヶ月前の 2015 年 5 月から約 1 万 8000 トンし

か減っておらず、汚染水がたまる建屋に地下水が流入し、量が増え続けているのが原因である。東電が 2 月 22 日に示したシミュレーションでは 5 月中旬までの汚染水の増加量は一日約 500 トン。タンクの保管量は増え続け、凍土壁など地下水流入量の抑制策が機能すると見込まれる同時期以降を約 250 トンと計算しても九月時点の未処理量はほとんど現在（2016 年 2 月）と変わらないというのである（2 月 24 日赤旗）。

(26) 2 月 22 日、東京電力は、福島第一原発で増え続ける汚染水対策として、1～4 号機の周囲を凍らせる凍土遮水壁について山側の一部を凍結せず運用する認可申請書を原

子力規制委員会に提出した。規制委が認可すれば東電は運用を始める（2月24日赤旗）。

（27）2月24日の河北新報社説の主張によれば、使用済みMOX燃料の問題が先送りにされるというのである。この問題について同社説の説くところの概要を記すことにする。

①関西電力高浜原発四号機が近く再稼働し「プルサーマル発電」を開始する。使用するのは一般的なウラン燃料でなく、プルトニウム・ウラン混合酸化物（MOX）燃料であり、通常原発から排出される使用済みウラン燃料を再処理し、プルトニウムと燃え残ったウランを取り出して作る。

②MOX燃料は、ウラン燃料に比べ、毒性の高いネプツニウムやアメリシウムといった放射性物質を約5倍も発生させる。使用後も極めて高い放射線を放ち、比較的長く発熱量が減少しないと管理上の難点もある。

③通常の使用済みウラン燃料は、とりあえず青森県六ヶ所村に運ばれ、再処理することになっている。しかし、使用済みMOXは六ヶ所村の再処理工場に取り扱うことができず、処分方法は決まっておらず、原発内で長期間保管せざるを得ない現状である。

④④四号機が稼働すれば高浜原発は、国内の商用炉で最多となる約18.5トンの使用済みMOX燃料を抱えることになる。同原発の貯蔵プールは今後7～8年で満杯になる見通しである。

⑤保管期間の見通しもつかない使用済みMOX燃料は安全上も懸念される。

⑥国は、使用済み核燃料の全量リサイクルを掲げ、第二再処理工場を建設する方針であったが、福島原発事故で議論はストップしたま

までである。となると第二処理工場は実現可能か大いに疑問だ。

⑦もともとプルサーマル発電は、MOX燃料の主な活用先と想定された高速増殖炉の原型炉「もんじゅ」の相次ぐトラブルで利用が進まず、だぶついているプルトニウムの消費策として便宜的に始まった。軍事転用可能な余剰プルトニウムの保有は、核不拡散の観点から国際的な批判を招くからだ。

⑧プルサーマル発電をめぐるのは、核反応を制御する制御棒の利きが悪いなど、MOX燃料の取扱いの難しさが指摘されてきた。

⑨福島原発事故も、核燃料サイクルにしがみつき、難題の「核のゴミ」への対応を先送りしようとする国と電力会社の姿が透けてみえる。

⑩以上が社説の概要である（2月24日河北新報）。

（28）この社説から学ぶべきことは何か。第一に、原発、特にMOXを燃料とする原発の再稼働には多くの危険が伴っていることである。

第二に、そのような原発も含め、すべての原発を廃炉とすべきである。

⑪なお、2月25日赤旗「主張」及び2月25日付河北新報によれば、2月24日、高浜一、二号機につき、原子力規制委は、新規準に適合するとする審査書案を決定した。

その決定が意味するのは、事実上審査合格である。なお、規制委の田中俊一委員長は、記者会見で、「（老朽原発も）費用をかければ技術的な点は克服できる」と述べた。

本来は、老朽原発の稼働にストップをかけるべき立場にある者が、このような科学的根拠の乏しい発言をし、国の原発推進政策をオ

ーソライズするとは、学者の風上にも置けない行為である。

なお2月25日、関西電力は、高浜四号機を26日起動し再稼働させると発表した。この四号機では初めてプルサーマル発電を行うことになる。

⑩2月25日、自由法曹団は、原子力規制委が高浜原発一、二号機について新基準に「適合」したとする前記審査書案を了承したことに対する抗議声明を発表した。

声明は、①福島第一原発事故から5年経とうとしているなか、電力は安定的に供給され

## (二) 原発問題をどう考えるべきか。

①第一に、原発とは技術的未完成であり、重大かつ過酷な事故が起こることを避けることは不可能であること。

②第二、原発稼働は、人民を省みない国（政府）の政策であり、この政策は軍事政策の一環であること。

③原発は、科学者の学問的良心を問うものであること。

④原発再稼働に反対し、廃炉を求める人が多

## (三) 核兵器廃絶への動き (二)

①2月4、5日と連続して、米艦船が小樽港に入港したことに対する抗議集会を「米艦船寄港反対小樽連絡会」が開き、55人が参加し、「パトリオットはアメリカに帰れ」とコールして反対の意思を表わした。その日入港したのは、掃海艇パトリオットとミサイル駆逐艦ベンフォールドであった。

佐藤勤連絡会代表が、“海上保安庁の船がパトリオットを守り、反対運動を威嚇しているようで、沖縄の辺野古基地のようだ。平和な商業港、非核宣言の街、小樽への米艦入港を

電力不足の懸念はなく、運転開始から40年を超えて「劣化した一、二号機まで再稼働する必要性など皆無である。…老朽原発の再稼働自体、過酷事故の危険性は高まるにもかかわらず、事故に備える住民の避難計画も避難先の自治体などとの協議は進んでおらず、万が一の事態に住民の安全を確保することは不可能。…もはや周辺住民の安全確保など眼中になく、政府、事業者の都合のみを優先した施策を推し進めるものであり、今後の運転延長の認可はやめるべきだ」、と言うのである（2月25日赤旗）。

数派であり、反対運動が大きな広がりを見せていること。

⑤原発推進勢力（国＝政府、財界、軍部＝自衛隊）、極右勢力、良心を捨て去った科学者などは人民の闘いを前に早晩、敗北するであろうことである。

このことを確認し、次に核兵器の問題に移る。

許すわけにはいかない」と述べた（2月6日赤旗）。

②2月10日、原水爆禁止世界大会実行委員会は、第77回総会を東京都内で開いた。そして「世界大会への参加と賛同のよびかけ」と、「世界大会の成功をめざす運動」を採択した。

「よびかけ」は、同大会は「世界の人々に核兵器がもたらす非人道的帰結と被爆者の声

を伝え、核兵器のない世界への新たな決意を創り出す場……被爆者とともに核兵器の全面禁止を実現するグローバルな草の根行動をよびかける……戦争法廃止、沖縄・辺野古への米軍新基地建設中止、くらしと命の擁護など、国民と世界の広範な要求を結集する場である」というものである（2月11日赤旗）。

③2月22日、核軍縮に関する国連作業部会の初会合が5日間の議論を終え、閉幕した。

この会合では、①メキシコ、オーストラリア、反核市民団体などが“核兵器は非人道的なものである以上、法的に禁止すべきだ”として、核兵器禁止条約制定に向け交渉開始を急ぐ国と、日本、オーストラリア、ドイツ、ベルギーなど禁止条約の制定を急ぐ前に包括的核実験禁止条約の早期発効促進や、核保有国の核兵器総数削減などやるべきことが多くあると主張する国との間で議論は噛み合わず、平行線となった。

作業部会は5月と8月に会合を開き9月の国連総会に報告書を提出し、これを土台として議論を深めるとしている（2月28日赤旗）。

④2月28日、静岡市で、「3.1ビキニデー 日本原水協全国会議国際交流会議」が開かれた。パネリストの発言の一部を記す。

① ジョセフ・ガーソン氏（アメリカフレンズ奉仕委員会）は、“米国は挑発的軍事的、外交的、経済的策動を行っている。アジア回帰戦略、辺野古新基地建設への固執、フィリピンへの基地復活、環太平洋連携協定（TPP）などである。ロシアと中国も、ユーラシア大陸の帝国として、またアジアと西太平洋での大国として歴史的役割を復活させようとしている。アメリカを始めとする核大国は

NPP(核不拡散条約)など国際法上の義務を無視して自国核兵器の「近代化」を進め、核戦争勃発の可能性をますます高めている。草の根運動から人々の力を築き上げ、政府に変えることを要求する必要がある。将来の世代が、核兵器がなく持続可能な環境のうちに未来を享受できるよう力を尽くそう」と述べて、未来を展望する道筋を語ったのである（2月29日赤旗）。

⑤2月28日、静岡市内で「全国ビキニ被災船員救済検討チーム」が結成され、山下ビキニ被災検証会事務局長は、“国家賠償の提訴は26日に行った高知県の元船員と遺族10人の労災申請とは別のたたかいだ”と述べ、また梶原弁護士は、政府の責任を問うこと、また60年ぶりに政府の資料を開示させ政府がやるべきだった被災者救済をしなかった不作為責任を問う準備をしていることを明らかにした（2月29日赤旗）。

⑥核兵器廃絶の動きは、これ迄見てきたように、全世界の良心の声を表わしたものであり、今後も益々発展するであろうし、発展させることは被爆の体験をした人民の責務である。

これを一応の結びとし、次に「TPPと人民のくらし」について述べることにする。